

くらしの広場

2014年
秋号

(No.328号)

品川区消費者センター 5718-7181 品川区大井1-14-1大井1丁目共同ビル4階

パソコン スマホ

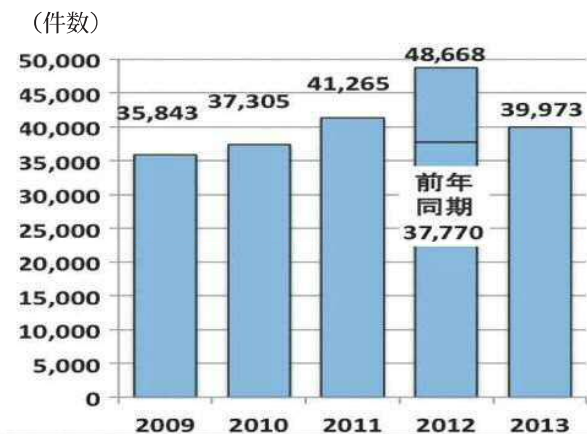
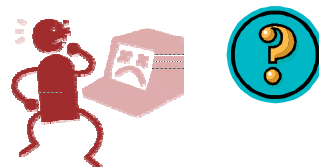
情報通信サービスの相談が急増中!

光回線 モバイルデータ

こんな経験ありませんか？

- ① パソコンを買いに行ったらモバイルデータ通信契約をすることに・・・
- ② 「実質0円」の「実質」って？
- ③ 電話代が安くなると言われ光回線電話の契約をしたら、いつの間にかプロバイダ契約と映像配信サービスも契約したことに・・・

1. 携帯電話のショップや電器店などで、そもそも予定していなかった契約を勧められ、トラブルになる場合があります。



全国の消費生活センターに寄せられた、パソコンやインターネット回線契約、スマートフォン契約などの情報通信サービスに関する相談は、年々増加しています。

出典：情報通信サービスに関する年度別相談件数

(年度)
(ただし、2013年度については2/15時点)

Case.1

パソコンを買いに行ったらモバイルデータ通信契約をすることに

A子さん 「タブレット型のパソコンください☆」

店員さん 「一緒にモバイル Wi-Fi ルーターを無料でいかがですか。ルーターがあればどこでもインターネットにつながることが出来ます。2年間使っていただければパソコンも値引きします。」

A子さん 「よくわからないけどお得！？じゃあそれをお願いします☆」

ところがA子さん、さっそく自宅で使用してみると・・・

A子さん 「契約してみたけど、家だとWi-Fiルーターがつながりにくいよ・・・。本体は無料だったけど毎月通信料が発生するし・・・。そうだ！解約しちゃおう☆」

店員さん 「契約後2年以内の解約ですね。解約料※※円お支払いください。」



解約料!? そんなの聞いてないよ!

センターからのアドバイス①



つながりやすさ、大丈夫?

モバイルデータ通信やWi-Fiなどの無線の通信サービスは、地域によってはつながりづらい事もあります。通信環境をよく確認して契約しましょう。また、通信料、解約料も事前に確認しておくこと!

Case.2

「実質0円」の「実質」って?

B子さん 「携帯電話をスマホにしたいのですが☆」

店員さん 「お客さんラッキーですね。い・ま・だ・け 端末が実質無料です!」

B子さん 「えっ無料!? タダなの! ラッキー☆すぐ契約しま〜す!」



ちょっと待ったー! リスクは本当に無いの?

センターからのアドバイス②



「0円」の本当の意味は?

店によっては「実質0円」などとして、携帯端末が「0円」である事を強調するPRを行っています。しかし実際には、2年間通信契約を結ぶことが条件で、途中で解約すると、その他に端末代金の残額が請求されてしまいます。無料だからと言って、すぐ飛びつくのは考え物ですよ!

Case.3

いつの間にかプロバイダ契約したことに!

Trrrがチャッ

C男さん 「はいもしもし」

店員さん 「こんにちは! 突然ですが、光電話にすると電話料金が劇的に安くなりますよ!!」

C男さん 「へ～そんなのがあるんですか。よくわからないけど…。じゃあ、契約しようかな!」

後日…身に覚えの無い請求書が! 問合せをしてみると、新しい契約が発生するらしい。

C男さん 「新しくプロバイダとの契約を結ぶなんて聞いてない! 工事後の解約料が高額で解約もできないし。」



あ～～、どうしよう…

プロバイダとは?

※インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバーや回線を提供する。

センターからのアドバイス③



ちゃんと確認しましたか?

電話回線の変更には工事費がかかります。事業者によってはプロバイダ契約や映像配信サービス契約がセットになっている場合があり、無料期間が過ぎたら料金が発生し、解約には解約料がかかる場合もあります。

わからないことは質問をし理解すること!そして要らないものははっきり断ること!
よくわからないまま良い事だけを鵜呑みにすると、トラブルになりやすいので注意!



こんなことにも気を付けて!



✓ 1.書面は大切に保管!

トラブル発生時には確認資料になります。

✓ 2.割引の条件をチェック!

携帯電話端末やパソコンの販売価格は、どこの販売店でも同じというわけではありません。条件付きで代金を割引く店もありますが、その条件を十分に検討した上で購入するかどうかを判断しましょう。

✓ 3.解約料なしで解約できる時期はいつ?

通信サービスでは一定期間の継続利用が契約の条件となっていることが多く、決められた期間に解約手続きをしないと自動継続となることがあります。解約の条件をきちんと確認しましょう!

「言われるがまま」はトラブルの元! しっかり理解してから契約をしましょう!

「よくわからない」「契約したいけど不安」…そんな時は1人で決めないで、消費者センターにご連絡ください。

お知らせ

手づくり会とおりがみ会

日時：11月7日(金)

時間：午前10時30分～3時

場所：第2庁舎3階 啓発展示室
12時～1時は昼休憩
受付は2時まで

品川区消費者団体の品川区婦人学級連合会・
品川区消費者の会が行います。
お問合せは消費者センターへ



おもちゃの病院に

サンタがやってきます！

こわれたおもちゃをお持ちください。
無料でなおします。

日時：12月20日(土)

時間：午後1時～3時30分

来場したお子さんにはプレゼントが
あります

消費生活教室

「リサイクル着物地を使ったがま口作り」

日時：11月19日(水)

20日(木)

時間：午後1時30分～3時30分

場所：第2庁舎3階 啓発展示室
(先着で各日10名ずつ)

「料理教室～旬のもので免疫力をあげよう！」

日時：11月27日(木)

時間：午前10時～午後1時

場所：きゅりあん調理講習室
託児あり

申込・お問合せは消費者センターまで

☆糖度計・塩分計をご利用ください！

日頃、塩分や糖분을気にしている方、ご自分で調べてみてはいかがでしょうか。

※現在日本人の平均塩分摂取量は1日12～13gです。

高血圧を予防するには1日10g以下(小さじ1と2/3)といわれています。

ご希望の方は消費者センターにお問合せください。



消費生活相談

毎日生活している中で起きるトラブル、契約や商品に関する疑問など一人で悩まないでください。
消費生活相談員が公正な立場に立って、解決の糸口や問題点を見出すお手伝いをいたします。

困ったときは、消費者センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル

☎03-5718-7182

受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後4：00 第4火曜日 午前9：00～午後7：00
土曜日電話相談 午後12：30～4：00 (祝日休み)

消費者センターの主な仕事や、消費生活相談の内容については品川区ホームページをご覧ください。